

○資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載取扱要領

制定	平成 22 年 4 月 1 日
改正	平成 23 年 4 月 1 日
改正	平成 23 年 11 月 9 日
改正	平成 25 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 10 月 1 日
改正	平成 31 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発行する「資源物とごみの分別ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）に掲載する広告の取り扱いについて定め、適切で公平な広告掲載を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、市川市が広告掲載を募集する際にその都度公表する、募集案内に記載したガイドブックを対象とする。

(掲載広告の範囲)

第3条 ガイドブックに掲載することのできる広告は、市民生活に密着した内容のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

- (1) ガイドブックの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝及び人事募集に関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法律に違反しているもの
- (6) その他ガイドブックに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の種別等)

第4条 広告の種別、掲載位置、規格、広告掲載料及び枠数は次の表のとおりとする。

種別	掲載位置	規格 (一枠当たり)	広告掲載料 (一枠当たり)	枠数
1号広告	表紙3又は、 表紙3対向ページ	縦 12.5cm×横 8.5cm、フルカラー	50,000 円	8
2号広告	表紙4	縦 12.5cm×横 17.5cm、フルカラー	125,000 円	1

2 前項の表で定める 1 号広告については、2 枠又は 4 枠のスペースを使用して 1 件の広告とすることもできる。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告の掲載希望が競合した場合の優先順位は、次の表のとおりとする。

順位	広告の掲載を希望する主体
1	国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
2	廃棄物処理やリサイクルに関連する事業者等のうち、市内に事業所等を有するもの
3	廃棄物処理やリサイクルに関連する事業者等のうち、市内に事業所等を有さないもの
4	その他私企業で市内に事業所等を有するもの
5	その他私企業で市内に事業所等を有さないもの

2 前項で定める優先順位が同じ順位となる申込みがあった場合は、申込みが早い者を上位の順位とする。

(広告の募集方法)

第6条 掲載する広告は、広報いちかわ等で公募する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告の掲載を希望する事業者等（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる資料等を添えて、別に指定する期間内に清掃事業課へ提出するものとする。

- (1) 広告の原稿案
- (2) 広告主の事業内容に関する資料
- (3) その他清掃事業課が指定する資料等

2 前項に規定による申込みがあったときは、次条に定める審査会の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

(審査会)

第8条 申込みがあった広告の内容及び掲載の可否を審査するため、資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (ア) 広報広聴課長
- (イ) 商工業振興課長
- (ウ) 清掃事業課長

3 審査会の庶務は、清掃事業課において処理する。

(広告原稿の提出等)

第9条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、別に指定する期日までに広告原稿（電子データ及び印刷物）を清掃事業課へ提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。

(広告掲載決定の取消)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(ア) 広告原稿が指定する期日までに提出されなかったとき

(イ) 広告掲載料が指定する期日までに納付されなかったとき

(ウ) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、ガイドブックの公共性及び品位を害するおそれが生じたとき

(エ) 広告主がやむを得ない事情により広告掲載の取消しを申し出たとき

(広告掲載料の返還)

第13条 納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載申込書

市川市長

(住所)

申込者

(氏名)

印

(法人及び団体等にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載取扱要領に基づき、次のとおり申し込みます。

記

- 1 広告掲載希望種別 _____ 号 広告
- 2 掲載希望枠数 _____ 枠
- 3 広告掲載料 _____ 円
- 4 広告原稿案 別添のとおり

[申込担当者]

(氏 名)

(所属部署・役職)

(電 話)

(F A X)

(メールアドレス)

(市内の従たる事務
所の所在地)

市川第 _____ 号
年 月 日

様

市川市長

資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載について、次のとおり掲載を決定いたしましたので通知します。

記

1 種 別 _____ 号 広告

2 掲 載 枠 数 _____ 枠

3 広 告 掲 載 料 _____ 円

広告原稿は、年 月 日までに、生活環境整備課へ提出してください。

4 そ の 他

広告掲載料は、年 月 日までに、同封の納入通知書により納付して下さい。

市川第 _____ 号
年 月 日

様

市川市長

資源物とごみの分別ガイドブック広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった資源物とごみの分別ガイドブック広告掲載について、次のとおり非掲載を決定いたしましたので通知します。

記

1 申込内容

種 別 _____ 号 広告

広 告 枠 数 _____ 枠

広 告 掲 載 料 _____ 円

2 非掲載理由